電気通信大学国際教育センター短期交換留学プログラム履修要項

制定　平成16年4月9日要項第38号
最終改正　令和7年3月18日要項第8号

（目的）

第１条　この要項は、電気通信大学国際教育センター短期交換留学プログラム要項第１３条に基づき電気通信大学国際教育センター短期交換留学プログラム（以下「短期交換留学プログラム」という。）の教育課程の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（授業科目の区分）

第２条　短期交換留学プログラム授業科目の区分は、情報理工学域及び情報理工学研究科（以下「学域等」という。）並びに電気通信大学国際教育センターが提供する科目とする。

（授業科目及び単位数）

第３条　短期交換留学プログラムの学生（以下「短プロ生」という。）が履修する授業科目及び単位数は、毎学期開始前に学域等と授業科目実施内容を調整のうえ、電気通信大学国際教育センター運営委員会（以下「委員会」という。）の議を経て、電気通信大学国際教育センター長（以下「センター長」という。）が定める。

２　短プロ生は、前項の規定によりセンター長が指定する授業科目を履修しなければならない。

（標準履修科目数）

第４条　短プロ生の在籍期間中の標準的な履修科目数は、センターが作成するプログラム要項「Ｐｒｏｇｒａｍ　Ｃｏｕｒｓｅ　Ｄｅｓｃｒｉｐｔｉｏｎ」に定める。

（授業時間割）

第５条　授業時間割は、学期始めに公示する。

（履修手続）

第６条　短プロ生は、学期の始めに、履修しようとする短期交換留学プログラム授業科目を所定の期日までに、電気通信大学国際教育センター規程第７条２項に定める国際教育センター国際教育部門コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の承認を得て、センター長に届け出なければならない。

２　短プロ生は、第３条に規定する科目以外に、学域等で開設される授業科目について、授業担当教員及びコーディネーターの承認を得て履修することができる。

（学域等正規科目の履修）

第７条　削除

（考査及び成績）

第８条　考査は、試験、論文、報告書及び平素の学習状況等により授業担当教員が行う。

２　考査の成績評価は、電気通信大学情報理工学域履修規程第８条の２及び電気通信大学大学院情報理工学研究科履修規程第１２条の２に定める成績評価基準に基づき、決定するものとする。

（雑則）

第９条　この要項に定めるもののほか、短期交換留学プログラム履修に関して必要な事項は、別に定める。

附　則

この要項は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則　（平成22年4月20日要項第11号）

この要項は、平成２２年４月２０日から施行し、平成２２年４月１日から適用する。

附　則　（平成28年3月23日要項第15号）

１　この要項は、平成２８年４月１日から施行する。

２　この要項の施行日以降に情報理工学部及び大学院情報システム学研究科で開設される授業科目については、なお従前の例による。

附　則　（平成29年1月26日要項第18号）

この要項は、平成２９年２月１日から施行する。

附　則　（令和7年3月18日要項第8号）

この要項は、令和７年４月１日から施行する。